

掛川市条例第13号

掛川市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市防災会議条例の一部を改正する条例

掛川市防災会議条例（平成17年掛川市条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| (会長及び委員)<br>第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>30人</u> 以内を<br>もって組織する。<br>2～7 (略) | (会長及び委員)<br>第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>35人</u> 以内を<br>もって組織する。<br>2～7 (略) |

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。